

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 黛 秋津

黛秋津の論文「近代国際システム形成過程におけるロシアとオスマン帝国——ワラキア・モルドヴァ問題を中心に（1768—1806）」は、近代西欧に端を発した、唯一のグローバル・システムとしての近代国際体系の形成過程について、西欧世界と正教世界とイスラーム世界のせめぎ合いと、正教世界とイスラーム世界の近代国際体系への包摂の過程を、ワラキア・モルドヴァに焦点を当てつつ、明らかとすることを目的としている。

本論文は、「はじめに」及び「おわりに」と、本文6章から構成されている。

「はじめに」においては、まず西欧世界に端を発した近代国際体系のグローバル・システム化の過程の実態を、ワラキア・モルドヴァをめぐる、西欧世界と、正教世界に属するロシア、そしてイスラーム世界に属するオスマン帝国のかかわりに焦点を当てつつ解明するという問題設定が示され、ついで研究史と使用した史料の紹介がなされる。

第1章においては、15世紀から18世紀前半に至る西欧・正教・イスラームの各世界の関係が概観され、オスマン帝国の優位が、18世紀前半に至り、西欧諸国・ロシア・オスマンの均衡へと移行したことが示される。

第2章においては、15世紀から18世紀前半までのワラキア・モルドヴァと周辺世界、とりわけ、オスマン帝国との関係が概観される。

第3章においては、18世紀前半までに成立していた西欧諸国・ロシア・オスマンの均衡の崩壊をもたらした1768—1774年のロシア・オスマン戦争とその結果としてのキュチュク・カイナルジャ条約について、詳細に検討が加えられる。

第4章において、これまでの諸章を踏まえたうえで、キュチュク・カイナルジャ条約以後の、西欧・正教・イスラームの三世界の関係の新たな焦点がワラキア・モルドヴァとなったことを論じ、その具体的表われとして、オスマン帝国の附庸国であるワラキア・モルドヴァへのロシア・ハプスブルク両帝国の進出過程が、領事館開設問題とワラキア・モルドヴァ両公国の公の任免問題に焦点を当てつつ検討される。

第5、第6章において、新たな展開として、フランス革命後のフランスの東方進出とワラキア・モルドヴァとのかかわりが論ぜられる。

そして、「おわりに」においては、本文の各章の内容を要約したうえで、19世紀に入ると、西欧・正教・イスラームの三世界のせめぎ合いの場が、ドナウの南のオスマン帝国領に拡大し、正教・イスラームの両世界の近代国際体系への統合がさらに進展していったことについて触れ、今後の展望を示す。

本論文は、本論文の対象テーマが、従来は、あるいは「東方問題」として西欧側及びせいぜいでロシア側史料のみに基き扱われ、あるいは、西欧＝ロシア、西欧＝バルカン、西欧＝オスマン、ロシア＝オスマンといった二者関係の研究の形でなされてきたのに対し、西欧・正教・イスラームの三世界間の関係という新たな枠組みを提示した上で、西欧諸国語・ロシア語・オスマン語の原史料を博捜し、三世界間の関係を各々の内側にも立ち入りつつ検討するとともに、具体的に三者のせめぎあいの場として本稿の中心的焦点とされるワラキア・モルドヴァの事情については、ルーマニア語資料をも用いて内部から照射するのに努めるという手法によっており、本邦は勿論のこと、欧米はもとより、ロシア、トルコ、ルーマニアにおいても類例の稀な先端的研究となっている。このような、複数の文化世界の関係を、各々の世界の産み出した原史料に基き複眼的に分析する手法は、国際的に見ても、当該分野において際立った独創的貢献といえる。

とはいえ、本論文では、近代国際体系の形成と拡大の過程を、近代西欧世界側の包摂の過程に焦点を当てつつ描き、複数の異文化世界間の相互作用過程についての分析は、十分に果たされていないとの指摘があった。また、西欧世界側自体についても、西欧諸国を一体としてとらえる傾向が強く、西欧諸国に属する各国の動きの独自性が十分にはとらえられていない点も指摘された。さらに、本論文の中では、西欧・正教・イスラームという三世界間関係、そして西欧諸国とロシア・オスマン両帝国の対外関係に視点が集中し、各々の社会の内部の状況との連携は十分にとらえられていないとの指摘もなされた。

確かに、これらの指摘された諸点はあるものの、それにもかかわらず依然として、西欧・正教・イスラームの三世界に属する西欧諸国とロシア・オスマンの両帝国との関係を、新しい枠組の下で、西欧諸国語・ロシア語・オスマン語の史料に加えてルーマニア語文献まで博捜して解明した本論文は、本邦の研究史にとどまらず、国際的にも最先端の独創的な学問的貢献であり、近代国際体系のグローバル化の過程を新たな視角から照射する業績として国際関係論研究にも示唆を与えうる労作といえる。

以上、本審査委員会は、本論文は、博士（学術）の学位を授与するのに十分値するものであることを認定した。